

中之条町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

第1 目的

この基本方針は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき中之条町が個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合における基本方針を定め、もって特定個人情報等の取り扱いの適正の確保を図るものである。

第2 特定個人情報等の保護の必要性

番号法は、国の行政機関における特定個人情報等の取扱いについて、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定め、地方公共団体が保有する特定個人情報等の保護についても、この措置の趣旨を踏まえた適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとしている。

中之条町は、「中之条町個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年中之条町条例第3号）において、この趣旨を踏まえた措置を規定し、特定個人情報等を適正に取り扱うものとしている。

第3 特定個人情報等の保護方針

中之条町は、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

1 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の法令等を遵守する。

- (1) 番号法
- (2) 中之条町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年中之条町条例第3号）
- (3) 中之条町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年中之条町規則第8号）
- (4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）

2 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。安全管理措置については継続的に見直し、その改善に努める。

3 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

4 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき中之条町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

5 取扱規程等の整備

特定個人情報等の管理及び取扱に関する規程を整備し、職員等に遵守させる。また、規定を継続的に見直し、その改善に努める。

第4 問い合わせ先

本基本方針に係る問合せ、特定個人情報の開示請求及び訂正請求、苦情相談等の窓口は次のとおりとする。

問い合わせ先 地域共創課 企画・デジタル戦略係（電話：0279-75-8837）
総務課 秘書広報係（電話：0279-75-8800）

附 則

この方針は、平成27年10月3日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。